



平成 27 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 ウ ラ イ 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 田 亮

(コード番号2658 JASDAQ)

問 合 せ 先 取 締 役 総 務 統 括 本 部 長 兼 経 理 部 長 森 和 樹

(電話番号 075-361-0330)

MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 11 日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の一環として行われる株式会社モスト・ユー（以下「公開買付者」といいます。）による当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が、本公開買付け及びその後の一連の手続を実施することにより当社を完全子会社とすることを企図していること、並びに、当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

（注）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社モスト・ユー
(2) 所 在 地	京都府京都市下京区室町通綾小路西入善長寺町140番地1 グランドビル21・406号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 裏井 紳介
(4) 事 業 内 容	公開買付者は当社の株券等を取得及び所有すること並びに当社の事業活動を支配及び管理すること等を事業の内容としております。

(5)	資 本 金	500,000 円 (平成 27 年 11 月 11 日現在)
(6)	設 立 年 月 日	平成 27 年 9 月 1 日
(7)	大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 27 年 11 月 11 日現在)	裏井 紳介 50.00% 森田 亮 50.00%
(8)	上場会社と公開買付者の 関係	
	資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社普通株式は一切保有しておりません。なお、公開買付者の議決権をそれぞれ 50%保有している裏井紳介氏及び森田亮氏は、それぞれ当社普通株式 571,492 株 (所有割合 (注 1) 5.33%)、227,795 株 (所有割合 2.12%) を所有しております。(注 2)
	人 的 関 係	当社の代表取締役会長である裏井紳介氏が、公開買付者の代表取締役社長を、当社の代表取締役社長である森田亮氏が、公開買付者の取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の代表取締役会長である裏井紳介氏が、公開買付者の代表取締役社長を、当社の代表取締役社長である森田亮氏が、公開買付者の取締役を務めるとともに、公開買付者の議決権をそれぞれ 50%所有しており、当社の関連当事者に該当します。

(注 1) 「所有割合」とは、当社が平成 27 年 8 月 12 日に提出した第 66 期第 1 四半期報告書 (以下「本四半期報告書」といいます。) に記載された平成 27 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (11,000,000 株) から、本四半期報告書に記載された当社が平成 27 年 6 月 30 日現在所有する自己株式数 (273,264 株) を控除した株式数 (10,726,736 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。以下同じです。

(注 2) 裏井紳介氏及び森田亮氏は当社の役員持株会の会員であり、役員持株会を通じた持分としてそれぞれ、2,132 株 (小数点以下切捨て、所有割合 0.02%)、2,795 株 (小数点以下切捨て、所有割合 0.03%) に相当する当社普通株式を間接的に所有しており、上記裏井紳介氏及び森田亮氏の所有当社普通株式数 571,492 株、227,795 株には当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している当社普通株式が含まれております。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、270円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社の株券等を取得及び所有すること並びに当社の事業活動を支配及び管理すること等を目的として平成27年9月1日に設立された株式会社であり、本日現在において、当社の代表取締役会長である裏井紳介（以下「裏井紳介氏」といいます。）及び当社の代表取締役社長である森田亮（以下「森田亮氏」といいます。）がそれぞれその発行済株式の半数を所有し、かつ、裏井紳介氏がその代表取締役社長を務め、森田亮氏がその取締役を務めているとのことです。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）へ上場している当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社普通株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施するとのことです。

なお、本取引は、公開買付者の代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役会長である裏井紳介氏、及び、公開買付者の取締役であり、かつ当社の代表取締役社長である森田亮氏が、公開買付者として関与するいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、裏井紳介氏及び森田亮氏は、本取引後も継続して当社の経営にあたる予定であるとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、裏井紳介氏（所有当社普通株式数 571,492 株、所有割合 5.33%）、森田亮氏（所有当社普通株式数 227,795 株、所有割合 2.12%）、裏井紳介氏の配偶者である裏井晶子（以下「裏井晶子氏」といいます。）（所有当社普通株式数 236,840 株、所有割合 2.21%）、裏井紳介氏の子である裏井健介（以下「裏井健介氏」といいます。）（所有当社普通株式数 131,600 株、所有割合 1.23%）、裏井健介氏の配偶者である裏井麻奈美（以下「裏井麻奈美氏」といいます。）（所有当社普通株式数 127,000

株、所有割合 1.18%)、裏井紳介氏の子である小田順子(以下「小田順子氏」といいます。)(所有当社普通株式数 123,500 株、所有割合 1.15%)、森田亮氏の配偶者である森田智子(以下「森田智子氏」といいます。)(所有当社普通株式数 127,980 株、所有割合 1.19%)、及び裏井晶子氏がその発行済株式の全てを所有する有限会社裏井興産(以下「裏井興産」といいます。)(所有当社普通株式数 130,660 株、所有割合 1.22%)との間で、平成 27 年 11 月 11 日付で公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結しており、裏井紳介氏、森田亮氏、裏井晶子氏、裏井健介氏、裏井麻奈美氏、小田順子氏、森田智子氏及び裏井興産(以下、総称して「本公開買付応募合意株主」といいます。)は、(i)裏井紳介氏が所有する当社普通株式 569,360 株(所有割合 5.31%) (注)、(ii)森田亮氏が所有する当社普通株式 225,000 株(所有割合 2.10%) (注)、(iii)裏井晶子氏が所有する当社普通株式 236,840 株(所有割合 2.21%)、(iv)裏井健介氏が所有する当社普通株式 131,600 株(所有割合 1.23%)、(v)裏井麻奈美氏が所有する当社普通株式 127,000 株(所有割合 1.18%)、(vi)小田順子氏が所有する当社普通株式 123,500 株(所有割合 1.15%) (vii)森田智子氏が所有する当社普通株式 127,980 株(所有割合 1.19%)及び(viii)裏井興産が所有する当社普通株式 130,660 株(所有割合 1.22%)について、それぞれ本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、裏井紳介氏と森田亮氏は、公開買付者との間で平成 27 年 11 月 11 日付で融資契約を締結しており、本公開買付けの成立を条件として、本融資(以下に定義します。)の返済資金の一部に充てるため、公開買付者に両氏合わせて合計 2.6 億円を融資することに合意しているとのことです。

公開買付者は、当社の発行済普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、当社普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けていないとのことです。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて所有割合で 66.67%に相当する株式数である 7,151,000 株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限である 7,151,000 株は、本四半期報告書に記載された平成 27 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数(11,000,000 株)から、本四半期報告書に記載された当社が平成 27 年 6 月 30 日現在所有する自己株式数(273,264 株)を除いた株式数(10,726,736 株)に係る議決権(10,726 個)の 3分の2(7,151 個)(小数点以下切上げ)に 1,000 を乗じた数(7,151,000 株)としているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとする手続を実施することを予定しているとのことです。また、公開買付者は、当該手続の実施後に、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しておりますが、具体的な日程等を含む詳細については未定であるとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社京都銀行（以下「京都銀行」といいます。）から総額 33 億円を限度として融資（以下「本融資」といいます。）を受けることを予定しているとのことです。本融資に係る融資条件の詳細については、別途、京都銀行との間で協議の上、本融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本融資に係る契約は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類である融資証明書に記載された貸出実行条件、誓約事項等の契約条件が規定される予定であるとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日において、本融資の担保として、本公開買付けにより取得する当社普通株式に担保権を設定する予定であるとのことです。

（注）裏井紳介氏及び森田亮氏は当社の役員持株会の会員であり、役員持株会を通じた持分としてそれぞれ、2,132 株（小数点以下切捨て、所有割合 0.02%）、2,795 株（小数点以下切捨て、所有割合 0.03%）に相当する当社普通株式を間接的に所有しております。このため、裏井紳介氏及び森田亮氏との間で本公開買付けに応募する旨合意している当社普通株式数には、当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している当社普通株式は含まれておりません。以下同じです。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針等

当社は、株式会社裏井商店として昭和 26 年 1 月に設立され、京呉服、西陣織物の卸売を事業目的に営業を開始しました。その後、平成 2 年 4 月に、当時の商号であった裏井株式会社から現在の商号に変更しました。

その株式については、平成 12 年 8 月に日本証券業協会に店頭登録され、平成 16 年 12 月にはジャスダック証券取引所に上場し、現在 JASDAQ へ上場しております。

現在は、当社及び子会社 1 社により構成される当社グループは、きもの事業を中心に、ジュエリー事業、ファッション事業を主として展開しております。当社はきもの流過程の中では卸売業に位置しますが、従来の商品供給機能に加え、商品開発、販促企画等の付加価値サービス機能の充実を図っており、生産から小売りまでのトータル提案を行うことにより、現在の市況に対し積極的な対応を行っております。

当社の属するきもの業界におきましては、近年のライフスタイルの変化に伴い洋風化が定着し、日常的にきものを着る習慣が少なくなったため、きもの需要は年々減少し続けております。伝統的な儀式や行祭事等のなかでしか着用されなくなってきており、日常性の希薄化、着用機会の減少に加えて、洋服に比べて高額化するなかで、需要の減退に歯止めがかかっていない状況です。

また、そのようなきもの需要の減少傾向にも関わらず、一部のきものチェーン店において、急速な店舗拡大が続いたことにより、きものチェーン間の競争は一層激化しました。そのような競争環境の中で、業界では顧客に過大なローン契約を結ばせるなど強引な販売

手法が社会問題化し、平成 18 年には、大手きものチェーンが相次ぎ倒産し、きもの業界全体に大きな影響を与えることとなりました。

当社もきもの卸業者として、販売先の業績悪化や倒産による甚大な影響を受け、平成 18 年 3 月期に約 201 億円を計上した連結売上高は、平成 19 年 3 月期は約 166 億円、平成 20 年 3 月期は約 139 億円と急激な減少を余儀なく迫られ、平成 27 年 3 月期は約 92 億円と平成 18 年 3 月期の連結売上高の約半分以下の水準にまで規模が縮小するに至っています。

このような状況の下、当社は、きもの、ジュエリー及びファッション事業の事業部門間の取扱商品のクロスセル（関連商品の相互販売）による販売の強化や積極的な新ブランド等の商品開発、販売チャネルの拡充を図るとともに、販売促進企画の提案や催事展開の効率化、固定費の削減など営業効率の改善に努めてまいりました。しかしながら、そのような施策の実施にも関わらず、平成 27 年 3 月期は約 125 百万円の連結営業赤字を計上するに至っております。

そこで、公開買付者の代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役会長である裏井紳介氏、及び、公開買付者の取締役であり、かつ当社の代表取締役社長である森田亮氏は、このような状況を脱却すべく、抜本的な事業構造改革に速やかに取り組まなければならないと考えるに至りました。

具体的には、以下の 3 つの施策を検討しております。

①きものレンタル事業向け流通事業の拡大

きものは一般の衣類に比べて依然として高額な商品であり、また使用機会もフォーマルな式典やパーティー等に限定され、その頻度も高くなく、市場としては縮小傾向にあります。その中でも、きものレンタル事業については緩やかながら市場の成長が見込まれています。特に成人式や七五三などのライフイベント、街のおしゃれ着としての需要、また最近では外国人観光客による需要が増えており、気軽に低価格できものを着用できるレンタルビジネスが活発化している状況にあります。このように、高品質で本物を求める高級品志向と、レンタル向けの比較的low価格帯の商品に消費者のニーズが二極化している現状では、中価格帯のボリュームゾーンの消費が激減してきており、当社のきもの卸機能における商品力、人材力、顧客提案力、売れる仕組み作り等の充実化が一層急務となっています。当社はきもの卸事業を行う中で、レンタル事業者へのきもの商品の供給を今後強化していくことを検討しており、当該流通事業を手掛けるにあたっては多種多様な商品を大量に揃える必要があり、一定の先行投資が必要と認識しております。また、当社は当該流通ビジネスにおけるノウハウの蓄積が乏しいため、専門のコンサルタントを起用してノウハウの吸収を図る等の投資も検討している状況です。

②メーカー機能の強化

現在、当社は多くの仕入先と取引関係を有しているものの、いずれも中小規模のメーカーが多く、これらの仕入先は、きもの需要の減少とともに多品種少ロット化による生

産体制の非効率化が収益を圧迫しており、また後継者不足により技術の伝承が困難で廃業に追い込まれる業者も存在しています。そのような仕入先の状況を踏まえると、消費者のニーズや最新のトレンドを踏まえたきもの商品の企画・製造・販売といった一連のバリューチェーンを構築することが難しい状況にあります。このような背景を踏まえて、仕入先との資本関係を構築することを含めた資本業務提携等の M&A も積極的に検討し、今後当社においてメーカー機能を統合・強化していくことも視野に入れており、これは当社の商品供給力の安定化につながるものと考えます。その結果、企画・製造・販売における一連のバリューチェーンが構築・強化され、また、レンタル事業向け流通事業における商品の安定供給能力にも寄与すると期待しております。

③コスト構造改革

メーカー機能の統合・強化により現在の仕入原価を下げるとともに、販売管理費については、催事等に係る販売促進費や広告宣伝費を抑制しつつ売上高を維持向上するべくより一層のコスト構造改革にも取り組む予定です。

もっとも、上記の各種施策を実行した場合には、短期的には利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあることから、当社が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合には、当社の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまうおそれがあり、他方、かかるリスクを最小限に抑えるために、かかる施策を縮小し、先延ばしにすることは、当社の長期的な競争力・収益力を弱めることにつながる可能性があります。

また、当社における有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、J-SOX への対応等、株式の上場を維持するために必要な費用は増加していることから、株式の上場を維持するために必要なコストが当社の経営上の更なる負担となる可能性があります。

平成 16 年の上場以来、知名度の向上による優れた人材の確保、社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してきたものの、当社のきもの卸業という事業特性上エクイティファイナンスの活用を通じた大規模な設備投資のための資金調達の必要性は今後も見込まれず、今後も継続して株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあります。

このような状況を踏まえ、当社の代表取締役会長である裏井紳介氏及び当社の代表取締役社長である森田亮氏は、平成 27 年 6 月から、本取引の実施についての検討を開始し、上記のような当社が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、当社が上記各施策を実施するにあたっては、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法により当社を非公開化することこそが、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。ま

た、裏井紳介氏及び森田亮氏は、マネジメント・バイアウト（MBO）により所有と経営を一定の範囲で一致させることにより、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記各施策を迅速かつ果敢に実行していくことができると考えております。

そこで、裏井紳介氏及び森田亮氏は、平成 27 年 6 月に当社の取締役に対して、マネジメント・バイアウト（MBO）の実施に関する意向について口頭で伝達いたしました。そして、裏井紳介氏及び森田亮氏は、平成 27 年 9 月 1 日に本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立し、平成 27 年 9 月 14 日に当社に対して、当社のマネジメント・バイアウト（MBO）に関する提案書を提出いたしました。その後、本取引の実行を検討するため、当社に対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました。

そして、公開買付者、裏井紳介氏及び森田亮氏は、当社との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び当社普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成 27 年 11 月 11 日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定したとのことです。

本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、まず、公開買付者から、平成 27 年 9 月 14 日に当社に対して提出した提案書において、当社普通株式の直近 12 ヶ月の市場株価の動向、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例を踏まえ、本公開買付価格を 1 株当たり 240 円前後とする旨提案いたしました。

これを受けて、当社取締役は、山田&パートナーズコンサルティング株式会社（以下「山田&パートナーズ」といいます。）による当社取締役に対する平成 27 年 10 月 16 日の当社普通株式の株式価値の算定結果に係る中間報告を受けました。当該中間報告によれば、当社普通株式の株式価値は、市場株価法で 160 円から 179 円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）で 248 円から 274 円であり、公開買付者から平成 27 年 9 月 14 日に当社に対して提案された本公開買付価格 240 円前後は、市場株価法による算定結果の上限を上回る一方、DCF法による算定結果の下限を下回る水準でありました。これを踏まえて、平成 27 年 10 月 22 日に、当社取締役は、公開買付者に対して本公開買付価格を見直すよう要請いたしました。

その後、公開買付者は、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）から取得した当社普通株式に関する株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）の算定結果に加え、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における市場株価の動向、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成 27 年 11 月 2 日に、当社に対して本公開買付価格を 1 株当たり 270 円とする内容を含む再提案を行い、その後の当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 27 年 11 月 11 日に、本公開買

付価格を1株当たり270円とすることを決定したとのことです。

なお、公開買付者の代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役会長である裏井紳介氏、及び、公開買付者の取締役であり、かつ当社の代表取締役社長である森田亮氏は、本公開買付け終了後も引き続き当社の経営にあたる予定であるとのことです。また、公開買付者は、本公開買付け及び本取引の終了後に当社の経営体制を変更することは予定しておりませんが、その詳細については、本公開買付けの成立後、当社と協議しながら決定していく予定であるとのことです。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関として山田&パートナーズに対し、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成27年11月10日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、山田&パートナーズは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しておりません。

山田&パートナーズは、当社普通株式の株式価値の算定にあたり、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、当社普通株式の株式価値の算定を行い、当社は、山田&パートナーズから平成27年11月10日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、山田&パートナーズから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、各手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	159円から177円
DCF法	248円から274円

市場株価法では、平成27年11月10日を基準日として、当社普通株式のJASDAQにおける基準日の終値161円、直近1ヶ月間の終値単純平均値159円、直近3ヶ月間の終値単純平均値163円、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値177円を基に、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を159円から177円までと分析しております。

DCF法においては、当社から提供された平成28年3月期から平成31年3月期までの4期の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を248円から274円までと算定しております。割引率は、6.24%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。

なお、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。本取引の実行により実現することが期待される上場維持コストの削減については、株式価値の算

定の基礎とされた財務予測に加味しておりますが、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針等」に記載の3つの施策を実施した場合の業績に対する影響については、現時点において具体的に見積もることが困難であったため加味しておりません。また、当該財務予測に係る数値には、当社が平成27年11月11日付けで公表しました「業績予想と実績値との差異及び業績予想の修正に関するお知らせ」における業績予想の下方修正の影響は織り込んでおりません。なお、平成28年3月期から平成29年3月期にかけて大幅な増益を見込んでおりますが、これは、厚生年金基金の解散に伴う拠出金が不要となったことに加えて、その他の販売管理費の見直しによるものです。

(単位：百万円)

	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期
売上高	9,503	9,753	9,953	10,203
営業利益	68	192	230	265
E B I T D A	133	257	295	330
フリー・キャッ シュ・フロー	△325	61	106	95

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従って、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の各手続を実行することを予定しておりますので、その結果、上場廃止基準に該当し、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下に述べる方法により、公開買付者が当社普通株式の全てを取得することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の10分の9以上を所有するに至った場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含

みます。以下同じとします。) 第 179 条に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その有する当社普通株式の全てを売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定であるとのことです。株式売渡請求においては、当社普通株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)に対して交付することを定める予定であるとのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対し株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会の決議により当該株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、本公開買付けに応募しなかった当社の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式売渡請求において定めた取得日をもって、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員からその所有する当社普通株式の全てを取得します。この場合、当該各株主の所有していた当社普通株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、当社普通株式 1 株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定であるとのことです。なお、当社は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、当社の取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定です。株式売渡請求がなされた場合、会社法第 179 条の 8 その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった当社の株主は、その所有する当社普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当社普通株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、当該臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

当該臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、本公開買付けに応募しなかった当社の株主は、当該臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社普通株式を所有することになります。株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に対して、会社法第 235 条及び第 234 条第 2 項乃至第 5 項その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当該当社普通株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主(公開買付者及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、当社に裁判

所に対する任意売却許可の申立てを行うことを要請する予定であるとのことです。また、当社普通株式の併合の割合は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社に対して、公開買付者が当社普通株式の全てを所有することになるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）が所有する当社普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定であるとのことです。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった当社の株主は、当社に対し自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることが請求することができる旨及び当社普通株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社普通株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主（公開買付者及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であるとのことです。

本公開買付けは、上記臨時株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、

本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施いたしました。なお、以下の措置のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するに際し、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼しており、公開買付者は、大和証券から平成27年11月10日に公開買付

者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、大和証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は大和証券から平成27年11月10日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

大和証券により上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：159円～177円

DCF法：197円～274円

公開買付者は、大和証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年11月11日に、本公開買付け価格を1株当たり270円とすることを決定したとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として山田&パートナーズを選定し、平成27年11月10日付けで本株式価値算定書を取得いたしました。本株式価値算定書の概要は、上記「(2)②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針等」及び「(3)算定に関する事項」をご参照ください。なお、山田&パートナーズは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

なお、当社は、山田&パートナーズから、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大

江橋法律事務所」といいます。)を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。

④ 当社における第三者委員会の設置

当社は、平成 27 年 9 月 9 日、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び当社から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び当社から独立性を有する渡辺徹氏（弁護士、北浜法律事務所所属）、梅原克彦氏（当社社外監査役）及び中田良成氏（当社社外監査役）の 3 氏を選定しております。）（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。そして、当社は、同日、本第三者委員会に対して、（i）本取引の目的の合理性、（ii）本取引の条件の妥当性、（iii）本取引の手続の公正性、及び、（iv）上記（i）乃至（iii）の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）、これらの点についての答申を当社の取締役会に提出することを委嘱いたしました。本第三者委員会は、平成 27 年 9 月 9 日より平成 27 年 11 月 6 日まで合計 5 回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、本第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、本第三者委員会は、当社から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、本第三者委員会は、山田&パートナーズから、同社が当社に対して平成 27 年 10 月 16 日に提出した当社株式価値の算定結果に係る中間報告に基づき、当社普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。本第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成 27 年 11 月 10 日に、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

(i) きもの事業を中心とする業界全体の景気低迷の影響で売上高が減少傾向にある中、安定的・継続的に利益を計上できる体制へ転換するという当社の課題を解決するために必要となる、きものレンタル事業向け流通事業の拡大及びメーカー機能の強化といった打開策を上場を維持したまま実施すると、先行投資により無配等の多大なる悪影響を株主に及ぼすおそれ等があることから、当社を非上場化するという本取引は、上記打開策の実現のために必要かつ合理的なものであるといえるので、当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的である。

(ii) 当社普通株式の株式価値の算定にあたり、市場株価法及びDCF法を採用する一方、

類似会社比較法を採用しない山田&パートナーズの算定手法は、適切な類似会社が複数社存在しないという本件においては合理的であるところ、本公開買付価格は、山田&パートナーズがDCF法によって算出した価格のレンジのうち最大値に近い数値となっており、また、本公開買付けにおけるプレミアムと、平成21年から平成26年の間に公表された公開買付案件（ディスカウント案件を除く）におけるプレミアムの平均値との対比等の観点からすると、本公開買付価格に反映されたプレミアムの数値は、本取引により生じるシナジー効果を当社の少数株主と公開買付者との間で適切に分配するものであり、本公開買付価格等の本取引の条件は妥当といえる。

(iii) 本取引においては、①本公開買付け後の当社の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないことに加え、同完全子会社化に際して株主に交付される対価としては本公開買付価格と同額の金銭を予定していること、②いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限が設定されていること、③本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議の審議及び決議において、公開買付者の取締役を兼任している当社の取締役の除外が予定されていることに加え、当社が、独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を得ており、また、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書を取得していること、④本公開買付けにおける買付け等の期間が比較的長期に設定されるとともに、対抗的買取提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意が存在しないこと等に照らすと、本取引につき、公正な手続を通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の判断を踏まえると、本取引は、当社の少数株主にとって特段不利益なものとは認められない。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員による決議及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、山田&パートナーズが作成した本株式価値算定書、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料を踏まえ、平成27年11月11日に取締役会を開催し、本取引により当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現を図ることができるか、本公開買付価格並びに本公開買付けにおけるその他の諸条件が妥当か等の観点から慎重に協議及び検討いたしました。

検討の結果、当社の取締役会は、当社が直面する経営課題や当社を取り巻くきもの業界の環境を踏まえると、当社が顧客に対して価値のある商品を提供し、中長期的な成長を継続するためには、既存のボリュームゾーンであった中価格帯のきもの流通から脱却し、高品質で本物志向の高価格帯への需要と新たなボリュームゾーンとなることが期待される低価格帯のきもの需要へのニーズに対応していくことが当社における喫緊の経営課題であるとの考えに至りました。

本公開買付けの提案の中で、裏井紳介氏及び森田亮氏は、当社が今後さらなる成長を目指すためには、従来型ビジネスの抜本的な事業転換を図っていくことが必要不可欠であると述べております。これは、当社がきものの需要の変化に対応するために新たなビジネスモデルの確立を目指していくという当社の方向性とまさしく合致する考えであり、事実認識を共有できるものであります。

しかしながら、こういった新たなビジネスモデルの確立を実現するためには、当社のような経営資源について、大規模な構造改革を断行することが不可欠であり、また、相応の戦略的な先行投資も伴うものであることも事実であると考えております。また、新規ビジネスへの事業展開は成功が保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、当社普通株式の株価に悪影響を及ぼす可能性が否定できないため、当社の株主の皆様のご期待に添えない可能性があるものと認識しております。当社は、上場会社として、短期的に当社普通株式を保有される株主の皆様も含めた株主の皆様の利益を第一に考慮する必要があるため、このような短期的な利益水準の低下及びそれに伴う当社普通株式の株価に対する悪影響のリスクを考慮した結果、従来型ビジネスの改善には努めてまいりましたが、新たなビジネスモデルの確立を実現することまでは困難な状況にあります。さらに、このような短期的には利益水準の低下を招くリスクがあり、かつ不確実性を伴う構造改革を断行し、成功を収めるためには、株主と経営者が一体となった強いリーダーシップの下、当社役員が一丸となって改革を推し進める必要があると考えております。

以上の点から、当社の取締役会は、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、当社の今後の成長と企業価値の更なる向上を目指すためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法による当社普通株式の非公開化を行い、株主と経営者の一体化を図ることにより、裏井紳介氏及び森田亮氏のリーダーシップのもとスピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。当社の取締役会は、本取引のメリットとともに、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討いたしました。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達ができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できません。しかしながら、現在の当社の財務状況においては、株式市場からの大規模な資金調達の必要性は低く、そのような大規模な資金調達を行わなくとも抜本的な事業改革が可能であると考えており、また、当社の約 60 年に亘る事業活動の中で、既に数多くのお取引先様からの信用も十分に頂戴していると考えられることから、株式の非公開化によって当社の知名度及び信用力が大幅に下落することは考えにくいと判断いたしました。当社の取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断いたしました。

また、本公開買付け価格に関しては、①山田&パートナーズによる算定結果のうち、DCF法に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであり、また、市場株価法に基づく

算定結果の上限を上回るものであること、②本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 27 年 11 月 10 日の JASDAQ における当社普通株式の終値 161 円に対して 67.7%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアム数値（%）について同じとします。））、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 159 円（小数点以下を四捨五入。以下株価平均について同じとします。）に対して 69.8%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 163 円に対して 65.6%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 177 円に対して 52.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲であると考えられること、③本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、④当社は今後も継続企業として事業を運営することを前提としていることから純資産額をベースとした評価は必ずしも適切ではないと認識していること等を踏まえ、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、当社の取締役会は判断いたしました。

以上より、当社は、平成 27 年 11 月 11 日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（当社の代表取締役会長である裏井紳介氏及び同代表取締役社長である森田亮氏を除く出席取締役 4 名）の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、当社株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、当該取締役会には、当社の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、上記の当社取締役会の決議については、当社の代表取締役会長である裏井紳介氏及び同代表取締役社長である森田亮氏は、公開買付者の代表取締役社長、取締役をそれぞれ兼務していたため、本公開買付けに関する意思決定の公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて 7,151,000 株（所有割合 66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式は除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

買付予定数の下限（7,151,000 株）は、本四半期報告書に記載された平成 27 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（11,000,000 株）から、本四半期報告書に記載された当社が平成 27 年 6 月 30 日現在所有する自己株式数（273,264 株）を控除した株式数（10,726,736

株)に係る議決権(10,726個)の3分の2に相当する議決権(7,151個)(小数点以下切上げ)に1,000を乗じた数とのことです。

買付予定数の下限である7,151,000株は、本四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の当社の発行済株式総数(11,000,000株)から、本四半期報告書に記載された当社が平成27年6月30日現在所有する自己株式数(273,264株)、本公開買付応募合意株主が所有する当社普通株式(但し、当社の役員持株会を通じた持分として間接的に所有している当社普通株式を除きます。)の株式数合計(1,671,940株)(所有割合15.59%)並びに本公開買付応募合意株主以外の公開買付者の特別関係者である森田咲季(以下「森田咲季氏」といいます。)(所有当社普通株式数77,000株、所有割合0.72%)、森田陽菜(以下「森田陽菜氏」といいます。)(所有当社普通株式数77,000株、所有割合0.72%)、小田毅(以下「小田毅氏」といいます。)(所有当社普通株式数52,000株、所有割合0.48%)、裏井和子(以下「裏井和子氏」といいます。)(所有当社普通株式数37,880株、所有割合0.35%)、森田吉夫(以下「森田吉夫氏」といいます。)(所有当社普通株式数12,000株、所有割合0.11%)、森田真知子(以下「森田真知子氏」といいます。)(所有当社普通株式数10,000株、所有割合0.09%)及び高田健太郎(以下「高田健太郎氏」といいます。)(所有当社普通株式数9,040株、所有割合0.08%)が所有する当社普通株式の株式数合計(274,920株)(所有割合2.56%)を除いた株式数(8,779,876株)の過半数(4,389,939株)を1単位(1,000株)の倍数に切り上げた数(4,390,000株)に、本公開買付応募合意株主が所有する当社普通株式の株式数合計(1,671,940株)及び本公開買付応募合意株主以外の公開買付者の特別関係者である森田咲季氏、森田陽菜氏、小田毅氏、裏井和子氏、森田吉夫氏、森田真知子氏及び高田健太郎氏が所有する当社普通株式の株式数合計(274,920株)を加算した株式数(6,336,860株)(所有割合59.08%)(これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)に相当する当社普通株式の数に当たります。なお、裏井紳介氏又は森田亮氏が当社の役員持株会を通じた持分として間接的に所有している当社普通株式については、裏井紳介氏又は森田亮氏は応募の是非を判断する権限を有していないことから、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する当社普通株式の数の計算において、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数に参入しておりません。)を上回っています。これにより、公開買付応募合意株主以外の当社の株主の皆様を意思を重視して、当該株主の皆様少なくとも過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

⑦ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開

買付価格の適正性を担保することを意図しているとのことです。また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないことがないよう、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、本公開買付応募合意株主との間で、平成 27 年 11 月 11 日付で本応募契約を締結しているとのことです。

本応募契約において、本公開買付応募合意株主は、その所有する当社普通株式の全て（所有株式数合計 1,671,940 株、所有割合 15.59%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約に基づく応募の条件として、当社が本公開買付けに賛同しない旨の取締役会決議を行わないこと及び当社により本公開買付けに賛同する旨の意見が撤回されないことが定められているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別利害関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

本公開買付け後の方針及び当社普通株式の上場廃止に関する見込みに関しましては、上記「3. (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ①本公開買付けの概要」、「3. (4) 上場廃止となる見込み及びその理由」、「3. (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

10. その他

当社は、平成 27 年 11 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 28 年 3 月期の配当予想を修正し、平成 28 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議しております。この点に関しましては、平成 27 年 11 月 11 日付けで「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。

(参考) 買付け等の概要 (別添)

公開買付者が本日公表した添付資料 (「ウライ株式会社株券 (証券コード: 2658) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」) をご参照ください。

以 上

平成 27 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 モ ス ト ・ ユ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 裏 井 紳 介
問 合 せ 先 弁 護 士 山 神 理 / 同 幸 丸 雄 紀 / 同 江 本 康 能
T E L . 0 3 - 6 8 8 8 - 1 0 0 0 (代 表)

ウライ株式会社株券（証券コード：2658）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社モスト・ユー（以下「当社」といいます。）は、ウライ株式会社（コード番号：2658、東京証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、対象者の株券を取得及び所有すること並びに対象者の事業活動を支配及び管理すること等を目的として平成 27 年 9 月 1 日に設立された株式会社であり、本日現在において、対象者の代表取締役会長である裏井紳介（以下「裏井紳介氏」といいます。）及び対象者の代表取締役社長である森田亮（以下「森田亮氏」といいます。）がそれぞれその発行済株式の半数を所有し、かつ、裏井紳介氏がその代表取締役社長を務め、森田亮氏がその取締役を務めております。

今般、当社は、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場へ上場している対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者普通株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

本公開買付けは本取引の一環として行われるものであり、その概要は以下のとおりです。

- (1) 対象者の名称
ウライ株式会社
- (2) 買付け等を行う株券の種類
普通株式

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金270円

(4) 買付け等の期間

平成27年11月12日(木曜日)から平成27年12月25日(金曜日)まで(30営業日)

(5) 決済の開始日

平成28年1月5日(火曜日)

(6) 買付予定の株券の数

買付予定数 10,726,736株

買付予定数の下限 7,151,000株

買付予定数の上限 なし

(7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して当社が平成27年11月12日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上